

# かわむらこどもクリニック NEWS

Volume 2 No 8 15号 平成6年10月 1日

## 予防接種法改正

院長  
 今月1日から、予防接種法が一部改正になり、予防接種の方法が少し変わります。今日は、そのことについて話してみよう。

今回の改正は、実は政治的要素が大きく、『予防接種による副反応の責任は国が持たない』という発想から生まれてきたものかも知れません。

もっとも大きな変更は、今まで定期接種として義務づけられていた予防接種が、義務ではなくなり、**勧奨接種**という扱いになったということです。勧奨接種というのは、『受けなければならない』ではなく、『受けるように努めなければならない』ということです。形の上からは、個人の意志の尊重といえますが、果たしてそうでしょうか。個人の意志の尊重は、大変大事なことです。もちろんそれを否定するつもりはありません。しかし歴史的事実に目をむければ、予防接種は病気の撲滅や流行の阻止に十分効果があったことや一時的中止で罹患率（病にかかるとの割合）が増えた（三種混合の見合わせで百日咳が増加）のも事実です。当然厚生省は、勧奨接種にすることによって、予防接種の接種率が下がることを危惧し、我々に接種率が下がらないように努力を求めています。こういう矛盾点から、政治的要素と思われる方も仕方ありません。

そのかわりといっは何ですが、改善された部分もあります。それは健康被害救済制度の充実です。予防接種をしたことによって、万が一健康被害がおこった場合の給付額や認定をスムーズにすることなどが改善されています。現在の予防接種では、接種による健康被害を0にすることは、医学的に見ても不可能です。しかし努力により、それを最小限にすることや不孝にも健康被害がでた場合の救済に関しては、充実するに越したことはありません。

また接種にあたっては十分な問診、診察を行うことや予防接種を通常の診察とは別（当院では小児科の常識として、予防接種の時間帯を別にして開院以来行っています）

に行うことなどを求めています。これは当然のことであり、どうして記載されたか不思議です。小児科の専門医ならば、常識として行ってきたことです。

さてお母さん方は予防接種について、どう考えたらいいのでしょうか？。結論を先に言ってしまうと、従来どおりでよいと考えるべきです。病気を予防するための予防接種です。義務の場合は集団的な防衛の要素が大きかったわけですが、勧奨接種になるからには個人の防衛と考え、自分子供を病気から守るという根本的な立場にたって、今までと同じように、予防接種を受けるべきと考えてください。

最後に、今回予防接種法の改正により問診票の形態が変わり、ご面倒をおかけしますがよろしくお願ひいたします。医学マメ知識に、予防接種の具体的な問題について、書いてありますのでそちらも参考にしてください。



グラフには記入していませんが、暑い夏を反映してか、「とびひ」が多く見られました。

### 窓口から(1) ミキ

窓口で見る光景は様々で、とても感心してしまう事が数多くある。ぜひこれからの将来、参考にしたい。

例えば、健診が終了後の授乳室からある歌がきこえた。耳をすましてみると、ソプラノの綺麗な子守歌。それまで、子守歌というものを忘れてしまっていたので、小さかった頃の記憶が鮮明に浮かんできた。子供達はそういう母の愛情ですくすく育つものだ。

もう一つはお母さん達の助け合い。二人の子持ちのお母さんが上の子で手を焼いて、下の子が泣きだして困っているとき、手のあいている他のお母さんが下の子の赤ちゃんを抱いて上手にあやしてしてくれる。やっぱり同じ母親の立場としてこの時の大変さがよく分かるのだろう。とてもいいコミュニケーションだなあーと感心もしてしまうし、見てうれしくもなってくる。

他にも2、3いろんな事を見てきたが、こういった光景を目にする事が出来ると、感心だけでなく勉強にもなるし、これからそんなお母さんになりたいとも実感した。そしてまたそんな光景をふと眺めていたい。

### 10月のお知らせ

10月18日(火)  
 宮城野区 1歳6ヶ月  
 健診のため 14:00  
 5日、19日(水) ~ 16:00 休診  
 栄養士担当、参加無料  
 栄養士相談

### ポリオ予防接種のお知らせ

11月にポリオの予防接種があります。忘れずに受けるようにしましょう。  
 対象者は次のとおりです。  
 1回目 平成6年1月1日から6月30日生まれの児  
 2回目 平成6年4月に1回目の投与を受けた児  
 その他 投与を受けていない48ヶ月までの児  
 投与場所は、右の表のとおりです。他の地域又は不明な点は、受付で問い合わせください。

保健所別	実施月日	曜日	実施区域	会場
青葉保健所	11月11日	金	小松島、中江、北六	青葉保健所
	16日	水	上杉、通町	青葉保健所
	18日	金	旭ヶ丘、東六、台原	青葉区役所
宮城野保健所	15日	火	東仙台、燕沢	宮城野区役所
	16日	水	鶴ヶ谷	鶴ヶ谷市民センター
	17日	木	幸町、幸町南、栢江	宮城野区役所
	22日	火	原町	宮城野区役所
泉保健所	14日	月	南光台、黒松	泉区役所

## 医学マメ知識 その14

### 予防接種について

10月1日から、予防接種法が変わりました。そこで、今回は、小児科とは切っても切り離せない、大切な予防接種について考えてみましょう。

### どんな点が変わったのでしょうか

1面にも載せましたが、もっとも大きな変化は**勧奨接種**になったことです。集団防衛から個人防衛へと考え方が変化し、個別接種を原則とすることになりました。勧奨接種（定期接種）は8種類となり、ジフテリア、百日咳、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、BCGで、インフルエンザは任意接種となりました。

### 予防接種は、受けるべきなのでしょう

確かに今回の変更で、義務ではなくなり、受けても受けてなくてもよくなりました。しかし歴史的に見て、予防接種によって、病気が撲滅されたり、見られなくなっています。日本では天然痘はなくなり、小生が子供の時にあったポリオや日本脳炎もほとんど見られなくなりました。



義務ではなくなっても、予防接種の大切さは変わりありません。今までもうに受けることが大切だと考えます。本当の病にかかれば、子供達はより苦しい思いをします。また保育所にも預けられず、仕事を持っているお母さん達は、休まなければなりません。そんな理由も含めて、できるだけ受けるように心掛けましょう。

### 予防接種の副作用が怖いのですが

現在の予防接種である限り、正直言って副作用を0にすることは不可能です。しかし予防接種の目的は、病気を予防することにあります。予防接種と病気になった場合の重さとの比較によって、考える必要があります。例として麻疹の説明書きをあげてみましょう。麻疹の場合、発熱は1週間程度、中耳炎が7~9人/100人、肺炎1~6/100人、脳炎が1人/2000~3000人に起こり、1人/1万人が死亡し、日本では年間約50人が命を落としています。予防接種の場合はどうでしょう。接種して1週間前後に、軽い麻

疹の症状が、20%に見られますが、脳炎は1/100万人程度です。実際麻疹にかかった場合と比べると、予防接種の副作用は、問題ないレベルと考えてもいいでしょう。もちろん最後は考え方ですが、小児科医とすれば、副作用を怖がらず、積極的に受けることを勧めます。

### 接種後は、どんなことに注意したらいいですか

今まで慣例として、接種当日の入浴を禁止していましたが、調べたかぎりでは根拠は明らかではないようです。今回の改正では、入浴の禁止の項目がなくなりました。積極的に入れる必要はありませんが、必要であれば注意して入浴させてください。余談ですが、これが法律の不思議さです。後は、特に注意することはありません。予防注射をするような年令の子に、安静を強要するわけにはいきませんから。

### 任意接種の水痘などは 受けたほうがよいのでしょうか

「昔は、みんな架かったのだから自然に任せればいい」という話を時々耳にします。これもひとつの考え方なのですが、本物の病にかかるとの考えたら、子供の苦痛も、お母さん達の負担も少なくなるはずですが。特に仕事をしているなら、なおさらです。仕事を休む羽目になって後悔している姿を何度も見えています。任意接種もできるかぎり受けるようにしましょう。

### 風疹は定期接種なのですか

風疹の予防接種は、今までは中学生の女子を対象に行われてきました。目的は風疹の予防というよりは、妊娠したときの問題（妊娠早期に風疹に罹患すると奇形児が生まれることがあること）を考えて行われています。

しかし今回から、病気の予防という目的で、接種年令（生後12~90ヶ月）が下げられ、男女の区別なく行うようになりました。

### 予防接種法が改訂されましたが、予防接種の目的は同じです。この機会にももう一度、予防接種について考えてみましょう。

### 編集後記

今回もまた予想に反して盛り沢山になってしまいました。編集の経験のあるお母さん（伊藤美智子さん）からアドバイスをもらいました。ありがとうございました。少しづつ改善したいと